

～令和 2 年度税制改正大綱について～

先日、令和 2 年度税制改正大綱が発表されましたので、一部ではございますが、内容を紹介致します。

1. オープンイノベーションに係る措置の創設

(1) 対象法人

青色申告書を提出する法人で特定事業活動を行うもの(※1)

(2) 要件

- ① 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に特定株式(※2)を取得
- ② その取得した日を含む事業年度末まで保有
- ③ 特定株式の取得価額の 25%以下の金額を特別勘定の金額として経理

(3) 取扱い

その事業年度の所得の金額を上限に、その経理した金額の合計額を損金算入できる。

(※1) 「特定事業活動を行うもの」とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指す株式会社等をいう。

(※2) 「特定株式」とは産業競争力強化法の新事業開拓事業者のうち同法の特定事業活動に資する事業を行う内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後 10 年未満のものに限る。)等の株式のうち、一定の要件を満たすことにつき経済産業大臣の証明があるものをいう。

2. 税額控除について

- (1) 大企業につき研究開発税制等に関連する税額控除の規定の適用判定について
国内設備投資額 > 当期償却費総額 × 30% (現行は 10%)
- (2) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度の要件について
国内設備投資額 ≥ 当期償却費総額 × 95% (現行は 90%)

3. 交際費等の損金不算入制度について

- (1) 適用期限を 2 年延長
- (2) 資本金の額等が 100 億円を超える法人につき接待飲食費に係る損金算入の特例の対象法人から除外

4. 連結納税制度の見直し

【基本的な考え方】

連結納税制度について、以下の指摘等より、本制度を選択していない企業グループが多く存在している。

- ・税額計算が煩雑
- ・親法人への情報の集約化の程度が一定でない
- ・税務調査等により修正・更正等があった際の事務負担が多い

このため、企業の機動的な組織再編を促し、企業グループの一体的で効率的な経営を後押しすることで企業の国際的な競争力の維持・強化を図るため、連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行する。

(1) グループ通算制度の基本的な仕組み

① 適用法人及び適用方法

➡下記を除き、基本的に連結納税と同様

- ・親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点
- ・青色申告書の承認を前提とする点

② 子法人の申告及び申請・届出

➡親法人の電子署名により行うことができる。

③ グループ通算制度の適用法人

➡e-Taxにより法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととする。

(2) 所得金額及び法人税額の計算

① 損益通算

欠損法人の欠損金額の合計額（所得法人の所得の金額の合計額を限度）

➡所得法人の所得の金額の比で配分し、所得法人において損金算入。

この損金算入された金額の合計額を欠損法人の欠損金額の比で配分し、

欠損法人において益金算入。

② 欠損金の通算

イ. 欠損金の繰越控除額の計算は、基本的に連結納税制度と同様とする。

ロ. 通算グループ内の他の法人の当期の所得の金額等が期限内申告書に記載された当期の所得の金額等と異なる場合には、期限内申告書に記載された当期の所得の金額等を当期の所得の金額等とみなす。（欠損金額についても同様）

(3) グループ通算制度の適用開始、通算グループへの加入及び通算グループからの離脱

① 上記の際の適用開始及びみなし事業年度について、基本的に連結納税制度と同様とする。

② グループ通算制度の適用開始等に際して行う資産の時価評価について対象外となる法人を次の法人とする。

イ. 適用開始時の時価評価課税の対象外となる法人

(イ) 親法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる子法人

(ロ) いずれかの子法人との間に完全支配関係の継続が見込まれる親法人

ロ. 加入時の時価評価課税の対象外となる法人

(イ) 適格株式交換等により加入した株式交換等完全子法人

(ロ) 通算グループ内の新設法人 など

③ グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金

➡上記②イ又はロの法人以外の法人の欠損金を切り捨てる。

④ 上記②イ又はロの法人グループ通算制度の適用開始又は通算グループへの加入前の欠損金及び資産の含み損等

➡次のいずれか早い日まで、制限を行う。

・支配関係発生から5年経過日

・開始又は加入から3年経過日

⑤ 親法人との間（親法人にあっては、いずれかの子法人との間）に支配関係が5年超ある法人など、一定の法人については、上記④の対象外とする。

⑥ グループ通算制度の適用開始又は通算グループ内への加入前の欠損金(※)のうち上記③及び④により切捨てられなかったものは、特定欠損金とする。

(※ 現行：特定連結子法人の連結納税制度の適用開始又は連結グループへの加入前の欠損金)

- ⑦ 連結グループからの離脱
連結納税制度と同様に、通算グループから離脱した法人は5年間再加入を認めない。
- (4) 各個別制度の取扱い
受取配当等の益金不算入等の個別制度等につき、親法人及び各子法人が申告を行うことに鑑み個別計算を原則としつつ、企業経営の実態や事務負担等を勘案し、適切な仕組みとする。
- (5) 中小判定
通算グループ内のいずれかの法人が中小法人に該当しない場合
➡通算グループ内の全ての法人が中小法人に該当しないこととする。
- (6) 適用関係
- ① グループ通算制度は令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。
 - ② 経過措置
 - イ. 連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、連結法人はグループ通算制度を適用しない単体納税法人となることが出来る。
 - ロ. 連結納税制度における特定連結欠損金個別帰属額
➡グループ通算制度における特定欠損金額とみなす。

6. 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

次の見直しを行った上で、適用期限を2年延長

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の要件を現行の1,000人以下から500人以下に引き下げる

7. 法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

- (1) 対象法人
法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人
- (2) 要件
消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合
- (3) 取扱い
当該提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限を1月延長する。

(注1) 上記の改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。

(注2) 確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、当該延長された期間に係る利子税を併せて納付

8. 居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化

- (1) 居住用賃貸建物(※)の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等につき、以下の見直しを行う
 - ① 居住用賃貸建物の課税仕入れ
➡仕入税額控除制度の適用を認めないこととする。

Tax Consulting Firm EOS
Firm News Vol.55 Dec'19

ただし、居住用賃貸建物のうち、住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については引き続き仕入税額控除制度の対象

(※) 「居住用賃貸建物」とは住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな建物以外の建物であって高額特定資産に該当するもの

② 上記①より仕入税額控除制度の適用を認めないこととされた居住用賃貸建物のうち、一定の場合には一定の金額を仕入控除税額に加算して調整する。

(2) 住宅の貸付けに係る契約において貸付けに係る用途が明らかにされていない場合

➡当該貸付けの用に供する建物の状況等から人の居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税を非課税

(注) 適用時期

上記(1) - 令和2年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合

上記(2) - 令和2年4月1日以後に行われる貸付けを行った場合

ただし、上記(1)の改正は、令和2年3月31日までに締結した契約に基づき

同年10月1日以後に居住用賃貸建物の仕入れを行った場合には、適用しない。

本紙に関するお問合せ、税務に関するご相談等は、下記までご連絡くださいませ。

税理士法人 EOS 東京都港区西新橋 1-2-9 日比谷セントラルビル 5階

TEL: 03-4577-1806 FAX: 03-4577-1898

E-mail: accounting@epcs.co.jp <https://www.epcs.co.jp>